

別紙 1

とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支援及び 民間活力導入可能性調査業務委託 仕様書（案）

1 委託業務の名称

とやま動物愛護センター（仮称）の整備に係る基本計画策定支援及び民間活力導入可能性調査業務

2 委託業務の目的

（1）基本計画策定支援業務

本業務は、令和5年度に策定した「富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書」（以下、「報告書」という。）の内容及び令和6年度に有識者から聴取する意見を踏まえた「とやま動物愛護センター（仮称）整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）の策定にあたり必要な支援を受けることを目的とする。

（2）民間活力導入可能性調査業務

本業務は、立山町利田に整備するとやま動物愛護センター（仮称）（以下、「本施設」という。）の整備・運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、財政負担の軽減や施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画の実施等が可能か調査・検討し、民間活力の最適な導入手法の選定に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 調査等の前提

受託者は、報告書で定めた本施設の方向性を前提に調査等を行うものとする。

5 委託業務の内容

（1）基本計画策定支援

下記の業務内容を予定するが、提案の内容等により、県と受託者が協議の上、決定する。

①計画準備

②過去の検討内容の整理

③施設の整備方針

本施設に求められる役割や機能において必要な取組みや施設・設備等の検討

④施設計画

本施設の配置・規模、施設機能構成、諸室構成、諸室構成の比較検討、諸室に求められる性能（バリアフリー・安全管理対応）、職員及び施設利用者の動線を想定した駐車場・駐輪場の検討、概算事業費、新築（全面リニューアル）と改築（既存施設の活用）の場合

の比較検討 等

⑤イメージスケッチの作成（施設・展示）

⑥管理運営計画

管理運営体制、運営組織、広報、その他開館時間、開館日、利用料金、目標来館者数、企画等の事業計画、運営収支 等

⑦関係データの収集

- ・整備予定地の周辺環境、敷地の現状確認
- ・関係法令、諸規制等の調整事項の整理
- ・補助制度の整理（適用可能な補助金、交付金、税制優遇等の支援措置）
- ・他自治体における PPP/PFI 導入に係る事例収集

⑧その他留意事項

- ・基本計画の検討にあたっては、令和5年度策定の報告書の内容及び令和6年度に有識者から聴取する意見を踏まえること
- ・令和5年度に実施した動物愛護に関する県民意識調査の結果を受託者に提供（※非公表資料のため）するので、検討にあたり参考とすること

（2）基本計画策定に係る手続き支援

①会議等の運営支援

- ・年3回・各2時間程度、有識者（最大6名）からの意見聴取会（WEB）への参加及び資料・議事録作成 等

なお、意見聴取を行う予定の有識者は以下のとおり。

動物愛護に関する学識経験者2名、獣医師会関係者1名、動物愛護団体関係者3名以内

- ・年3回・各2時間程度、庁内検討会議（WEB）への参加及び資料・議事録作成 等
- ・年1回・1時間程度、地域関係者への説明会（実地）への参加及び資料・議事録作成 等

②パブリックコメントに係る運営支援

- ・有識者からの意見聴取結果を踏まえて、パブリックコメントのための資料を作成するとともに、パブリックコメントで提出された意見を踏まえて、最終的な基本計画書の策定支援を行う。

（3）民間活力導入可能性調査

下記の業務内容を予定するが、提案の内容等により、県と受託者が協議の上、決定する。

①計画準備

②基本的条件の整理

③業務分担の検討

本施設が所掌する業務について、県内全域（富山市除く。）を管轄し、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく各種業務を実施するが、民間事業者との業務の分担及び敷地の維持管理業務の分担について整理・検討する。

④収益施設の誘導の検討

利用者の利便性確保や敷地の活性化の観点から、敷地内への収益施設の誘導の可能性について検討する。

⑤関係法制度上の課題整理（関連する法制度、財政支援措置等）

⑥事業スキームの検討

- ア 事業範囲の検討
- イ 事業方式の検討
- ウ 事業期間の検討
- エ 資金調達の検討
- オ 事業類型の検討
- カ 事業条件の検討
- キ 料金体系の検討
- ク サービス対価の支払方法の検討

⑦リスク分担の検討

⑧民間事業者の意向調査

⑨県内民間事業者のPPP/PFIへの参画促進に向けた調査

⑩VFM 評価の検討

- ア VFM 評価方法の検討
- イ 従来方式のコストの算出・分析
- ウ 民間活力導入方式別のコストの算出・分析
- エ コスト比較・分析

⑪総合評価

- ア 多角的視点（公共・民間事業者・利用者）から見た評価
- イ サービス水準向上の評価
- ウ 導入可能性評価（VFM 算定）
- エ 総合評価

⑫今後の事業化スケジュール

⑬今後の課題抽出・整理

6 打合せ協議及び記録

本業務においては、定期的（月1、2回程度）に対面又はオンラインで打合せを実施する。本業務着手時及び成果品納品時には、管理技術者が立ち会うこととする。

なお、打合せを行った場合は、速やかに協議録を作成し、発注者に電子メールにより提出するものとする。

また、業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、適宜打合せを追加するものとする。

7 経費負担

- (1) 有識者意見聴取に係る報酬、諸経費（会場使用料等）は、富山県が負担する。
- (2) 検討用資料及び成果品の印刷費用は業務委託料に含まれるものとする。

8 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお成果物は担当職員の内容確認及び承諾を得るとともに、提出方法について協議すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

- ①業務着手届 2部
- ②業務実施計画書 2部
- ③業務工程表 2部

(2) 業務完了時に提出する書類（成果物）

- ①基本計画書 2部
- ②基本計画書（概要版） 2部
- ③民間活力導入可能性調査業務報告書 2部
- ④民間活力導入可能性調査業務報告書（概要版） 2部
- ⑤協議記録、その他県から指示する資料 2部
- ⑥①～⑤を格納した電子データ 一式

9 成果物の帰属

本業務で作成した成果物はすべて県の所有とし、調査結果について、県の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

10 委託期間中のスケジュール（予定）

時 期	業 務	備 考
令和6年 4月下旬	受託者決定	随時、協議結果を反映
12月	基本計画（素案）策定 民間活力導入可能性調査報告書 中間とりまとめ	
令和7年 3月	基本計画書及び民間活力導入可能性調査報告書最終とりまとめ	

11 再委託の禁止

原則として、本業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部について再委託の必要がある場合は、事前に県と協議のうえ決定するものとする。

12 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、受託者は富山県（事務担当：厚生部生活衛生課）と対面、オンライン、電話又は電子メール等により協議しながら進めるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 発注者が保有する行政資料等について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するものとする。受託者は、発注者の指示に従い、借用書を提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返却しなければならない。
なお、貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取扱うものとし、これを公表し、貸与し又は複製してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可能性を維持するために必要な対策を講じるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することのないよう関係者全員に徹底させること。
また、個人情報の取扱いについても、別記「個人情報取扱特記事項」及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。